

第1章 豊明市の現況と課題

1 豊明市の現況

(1) 人口・世帯数

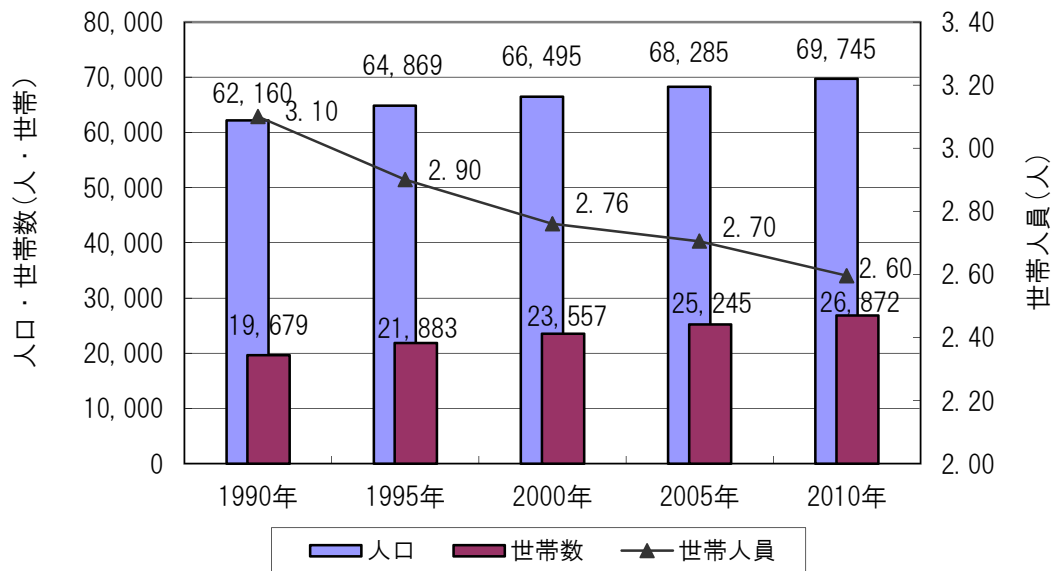
①人口・世帯数

本市は名古屋市ベッドタウンとして昭和35年頃から急激に人口が増加し、特に昭和45年から昭和55年の間に倍増に近い伸びを示し、その後も順調に人口が増加してきました。

2010年（平成22年）現在、本市の人口（国勢調査）は69,745人、世帯数は26,872世帯になっており、人口・世帯数ともに増加し続けています。

しかし、世帯人員は2010年（平成22年）現在、2.60人と減少しており、核家族化などが進展しています。

図1-1 人口・世帯数・世帯人員の推移



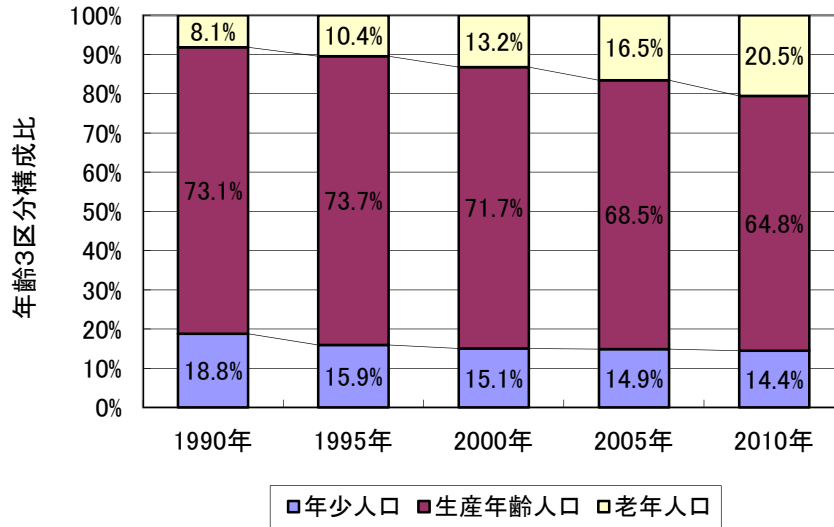
資料：国勢調査

②年齢3区分構成比

年齢3区分別による人口構成比を見ると、2010年（平成22年）の老年人口の割合は20.5%と5人に1人は65歳以上の高齢者という状況になっています。特に愛知県内の65歳以上高齢者の割合が20.3%であり、本市ではこれをやや上回っており、急速に高齢化が進行しています。

一方、年少人口は年々減少しており、少子化が進展しており、少子高齢化社会になってきていることがうかがえます。

図 1-2 年齢3区分の人口構成比



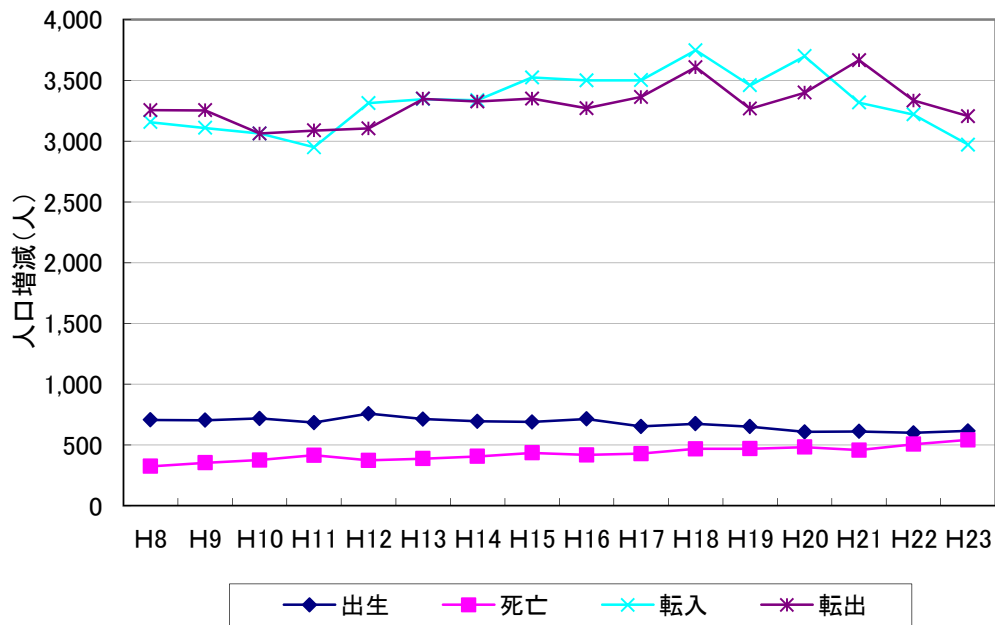
資料：国勢調査

③人口増減

ここ数年の転入・転出者数ともに減少傾向にあり、平成 23 年には転入者が 2,970 人、転出者が 3,205 人となっており、転出者の方が多くなっています。

また、出生・死亡者数は微増傾向にあり、平成 23 年には出生数が 616 人、死亡者数が 542 人となっており、全体として減少傾向にあります。

図 1-3 人口の社会増減・自然増減の状況



資料：市民課（住民基本台帳）

④町別人口・世帯数

市内各町別の平成24年1月1日現在の人口及び世帯数は、表1-1のようになっています。

表 1-1 町別人口・世帯構成

町・字名	人 口			世帯数
	総 数	男	女	
沓掛町	8,173	4,044	4,129	2,889
新田町	7,302	3,690	3,612	2,888
三崎町	5,232	2,676	2,556	2,116
大久伝町	2,039	1,075	964	846
阿野町	6,448	3,235	3,213	2,599
前後町	5,209	2,589	2,620	2,164
栄町	13,844	7,027	6,817	5,718
間米町	2,215	1,147	1,068	856
二村台	9,336	4,765	4,571	4,396
新栄町	5,874	2,933	2,941	2,258
西川町	2,953	1,507	1,446	1,134
総人口	68,625	34,688	33,937	27,864

資料：平成24年1月1日現在

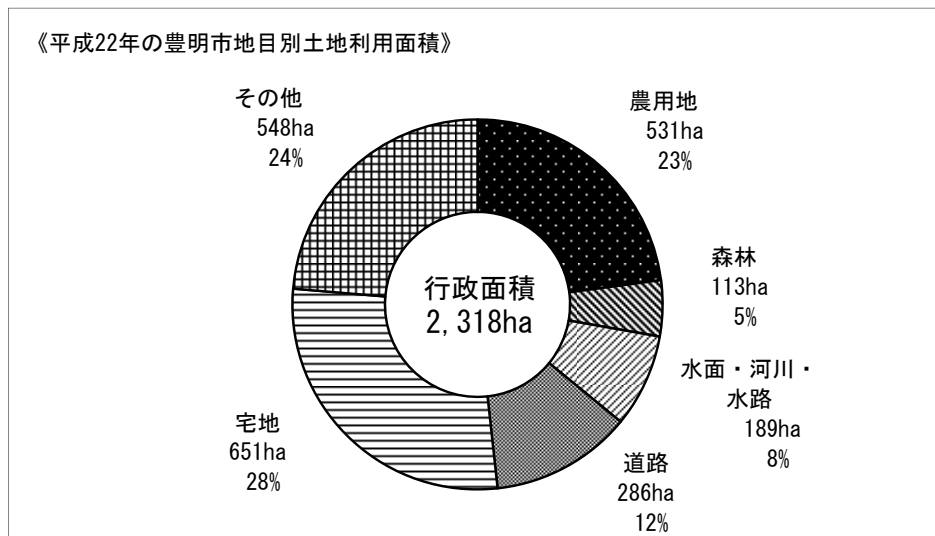
住民基本台帳+外国人登録者人口

(2) 都市基盤の状況

① 土地利用

本市の総面積は平成22年現在2,318haあり、そのうち農用地は531ha（23%）を占めていますが、年々減少傾向にあります。一方、宅地は651ha（28%）を占めており、年々増加傾向にあります。

図 1-4 地目別土地利用面積



資料：愛知県土地に関する統計年報（平成23年度版）

表 1-2 地目別土地利用面積の変遷

単位：ha

	農用地	森林	水面・河川・水路	道路	宅地	その他	合計
平成5年	624	120	182	306	643	443	2,318
平成6年	621	120	182	307	652	436	2,318
平成7年	619	120	182	309	661	427	2,318
平成8年	617	119	182	311	670	419	2,318
平成9年	617	116	182	313	672	418	2,318
平成10年	612	116	182	314	677	417	2,318
平成11年	606	116	182	315	682	417	2,318
平成12年	599	116	182	316	685	420	2,318
平成13年	582	116	181	316	690	433	2,318
平成14年	576	116	180	320	692	434	2,318
平成15年	576	115	181	329	696	421	2,318
平成16年	575	115	181	341	700	406	2,318
平成17年	573	115	181	342	633	474	2,318
平成18年	572	114	193	343	629	467	2,318
平成19年	562	114	192	344	635	472	2,318
平成20年	546	114	194	346	643	475	2,318
平成21年	538	113	190	285	649	543	2,318
平成22年	531	113	189	286	651	548	2,318

資料：愛知県土地に関する統計年報

②道路・公共交通

本市の南部に東西方向に国道1号、国道23号が主要都市間を結ぶ幹線道路として走っており、伊勢湾岸自動車道（都）伊勢湾岸道路）が市南部を東西方向に整備が進められ、市内の区域では全線が開通をしています。また、（都）名古屋岡崎線（県道阿野名古屋線）も一部で供用を開始しています。さらに、前後駅の混雑を解消するため、（都）桜ヶ丘沓掛線の整備も進められています。

公共交通では、名鉄名古屋本線が市南部を横断しており、西から中京競馬場前駅、前後駅、豊明駅が設置され、本市の主要駅である前後駅では、急行が約10分に一本程度停車しており、名古屋へは20分で連絡しています。また、平成22年度には中京競馬場前駅では1日平均4,384人、前後駅では1日平均9,846人、豊明駅では1日平均2,023人が乗車しています。

また、前後駅を起点に名鉄バスが6路線で運行されるとともに、市による公共施設巡回バス（コミュニティバス）として「ひまわりバス」が3台で運行しています。

図 1-5 道路・公共交通の状況



2 豊明市の都市整備の状況

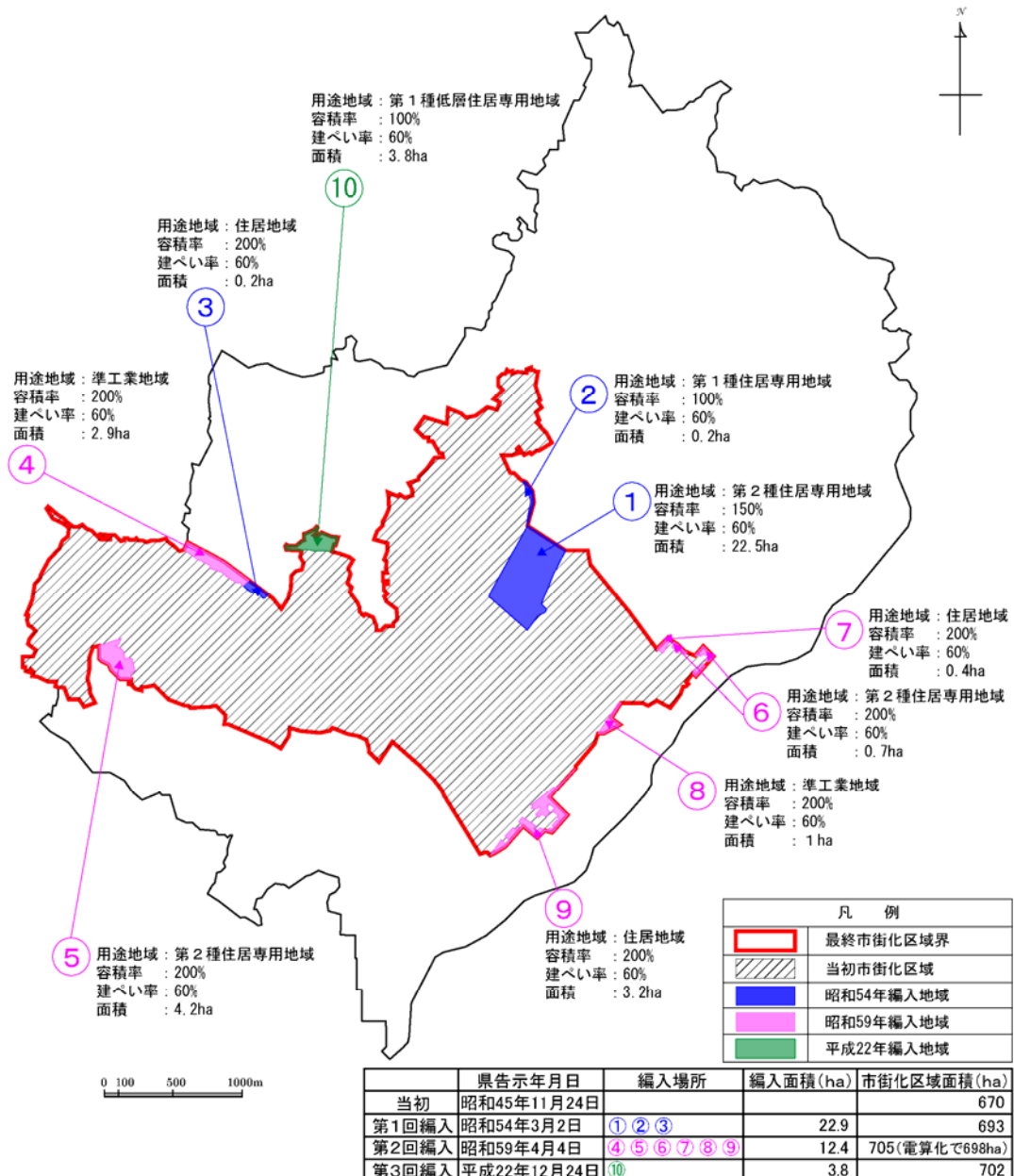
(1) 土地利用規制の状況

① 線引き、用途地域

<線引き>

本市は名古屋都市計画区域として、市全域(2,318ha)が都市計画区域に指定されています。市街化区域及び市街化調整区域の線引きは、昭和43年(1968年)の都市計画法改正に基づき、昭和45年11月24日に行われ、市街化区域は670haで指定されました。その後、市街化の進展に伴って昭和54年3月2日に22.9haが、昭和59年4月4日に12.4haが市街化区域に編入され、705haとなりましたが、地図の電算化等による修正に伴い698haに改訂されました。さらに、平成22年12月24日に4haが市街化区域に編入され、平成24年4月1日現在、本市の市街化区域の面積は702haとなっています。

図 1-7 市街化区域の変遷

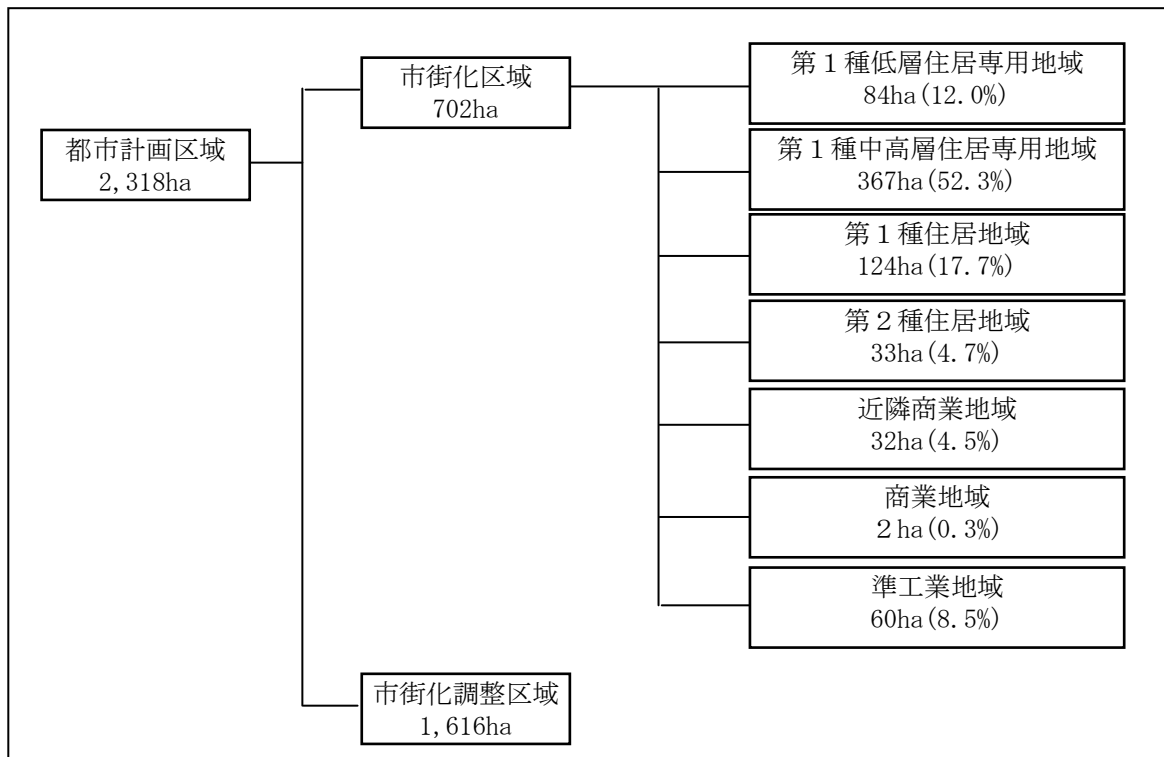


＜用途地域＞

本市の用途地域は、昭和47年9月16日に指定され、その後、住居系用途を中心に用途変更が行われ、現在、下表のような用途地域が指定されています。

現在の用途地域をみると、第1種中高層住居専用地域が市街化区域の52.3%を占めて最も多くなっています。また、第1種低層住居専用地域から第2種住居地域までの住居系用途を合計すると市街化区域の86.7%を占めており、本市は住宅を中心とした市街地が形成されています。

表 1-3 用途地域の指定



②防火地域・準防火地域

防火地域・準防火地域の指定については、用途地域に応じて指定されており、防火地域は商業地域の全域（2ha）、準防火地域は第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、及び近隣商業地域の全域（550ha）で指定されています。

③地区計画区域

地区計画区域は、市内6地区に指定されています。

前後駅南地区計画区域は、特定土地地区画整理事業区域全域約13.8haに指定されており（平成8年5月31日指定）、良好な住宅地整備の誘導を図るため、用途や敷地面積についての建築制限を行っています。

中島地区計画区域は、面積約3.9haで指定されており、落ち着いた良好な住宅地区としてゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図るため、用途や敷地面積についての建築制限を行っています。

新左山工業団地地区計画区域は、面積約5.6haで指定されており、ゆとり、ふれあい、うるおいのある工業団地の形成と合理的な土地利用を図るため、用途や敷地面積、壁面位置、高さ、形態・意匠、垣又はさくの構造についての建築制限と樹林地（緑地）の保全についての制限を行っています。

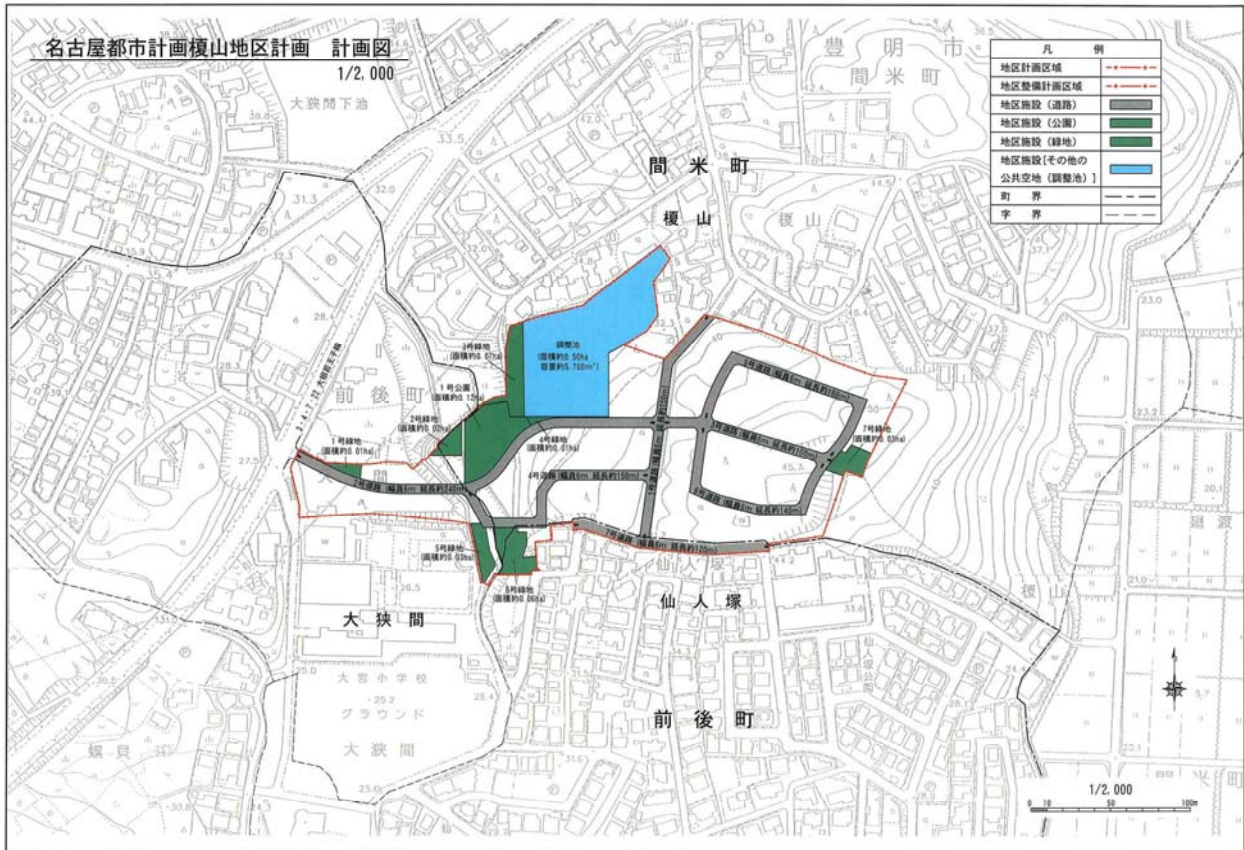
勅使台地区計画区域は、面積約21.2haで指定されており、低層戸建住宅地として良好でか

つ高度な住環境の維持・保全を図るため、建築物の用途や敷地面積、壁面の位置などの建築制限を行っています。

ゆたか台中地区計画区域は、面積約 2.14ha で指定されており、高層建築物の建設から低層住宅による良好な住環境を整備・保全するため、建築物の容積率の最高限度、高さの最高限度、壁面の位置の制限、垣又は柵の構造の制限を行っています。

榎山地区計画区域は、面積約 3.8ha で指定されており、周辺が低層戸建住宅や山林に囲まれた優れた居住環境を有していることから、この周辺の居住環境と調和した緑豊かなゆとりと潤いのある安心して定住できる良好な低層住宅地としての市街地形成を図るため、建築物等の用途制限、高さの最高限度、敷地面積の最低限度、容積率・建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限及び建築物等の形態又は意匠の制限などを行っています。

図 1-8 榎山地区地区計画区域



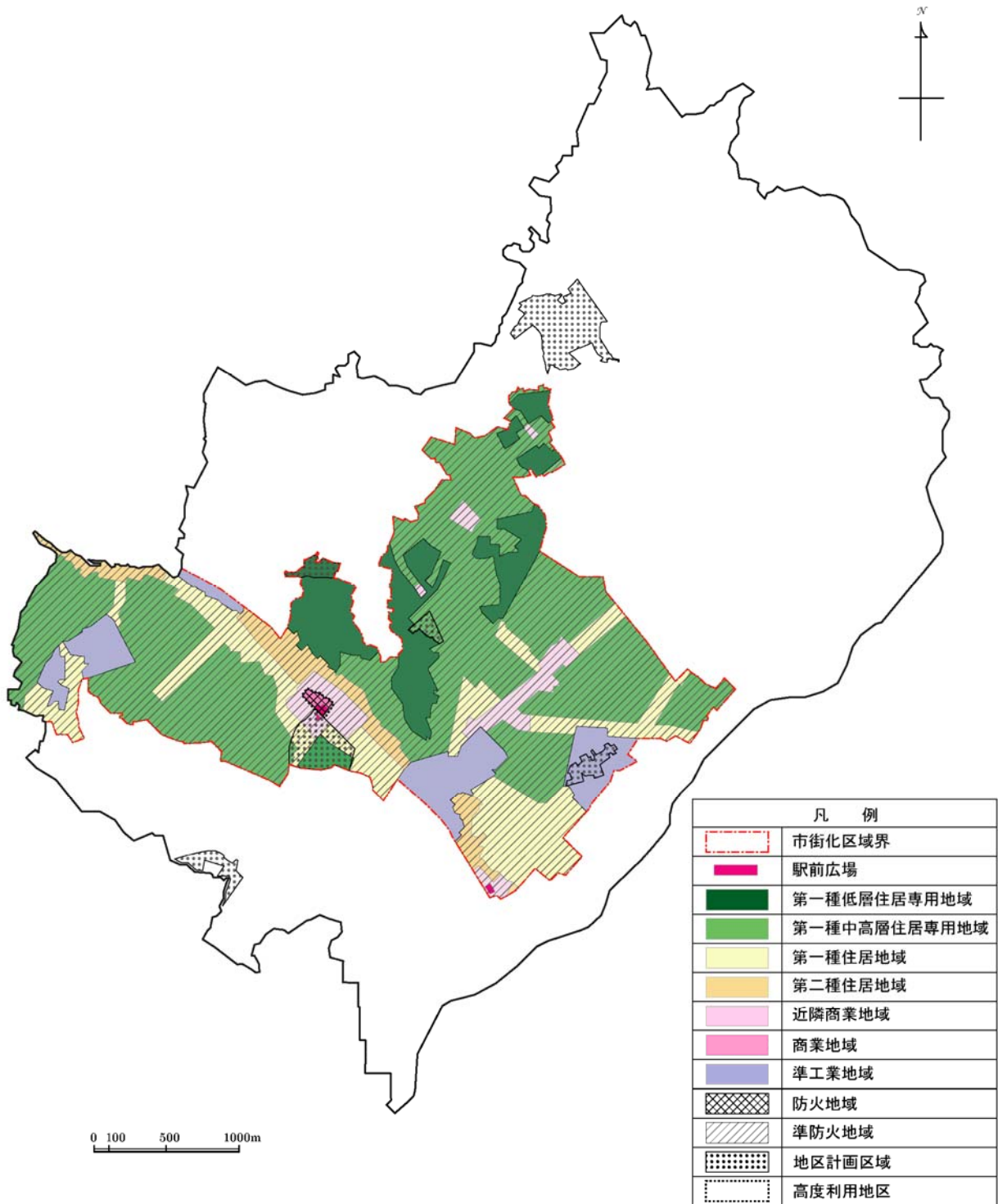
④高度利用地区

高度利用地区は、豊明前後駅前第一種市街地再開発事業区域 1.8ha を含む 2.2ha に指定されています。(昭和 53 年 10 月 16 日指定)

表 1-4 高度利用地区の指定

高度利用地区	面積	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率	建築面積の最低限度
	1.9ha	400%	200%	70%	200 m ²
0.3ha	200%	100%	70%	200 m ²	

図 1-9 用途地域等の指定区域



⑤都市計画公園

都市計画公園は昭和46年7月24日に当初決定を行い、平成19年3月1日にみなみやま公園（1,190㎡）を、平成24年4月1日に榎山公園（1,227㎡）と勅使水辺公園（6,712㎡）を新たに設置しています。

⑥市民緑地

市民緑地は、平成7年4月の都市緑地保全法の改正に伴って創設された契約型の緑地保全制度で、市内には300㎡以上の樹林地などを所有者と市が緑の管理についての契約を結び、その土地を一般に開放しながら保全を図り、市街地での貴重な緑の確保を図っています。平成24年4月現在、市内には仙人塚市民緑地、西大根市民緑地の2地区で指定されています。

仙人塚市民緑地（平成9年11月17日）

所在地 豊明市前後町仙人塚 1752-2 外2筆

面積：1,463㎡

土地の形態 土地の半分ほどが、孟宗竹の竹林

特徴 この市民緑地は、現状を生かした散策路には玉砂利を敷き詰め、柵は当地にあった竹を利用した竹柵を作り、嵯峨野をイメージしました。



西大根市民緑地（平成11年1月1日）

所在地 豊明市栄町西大根 30-18 外2筆

面積：2,689㎡

土地の形態 クロマツ、栗、孟宗竹等が混在している雑木林

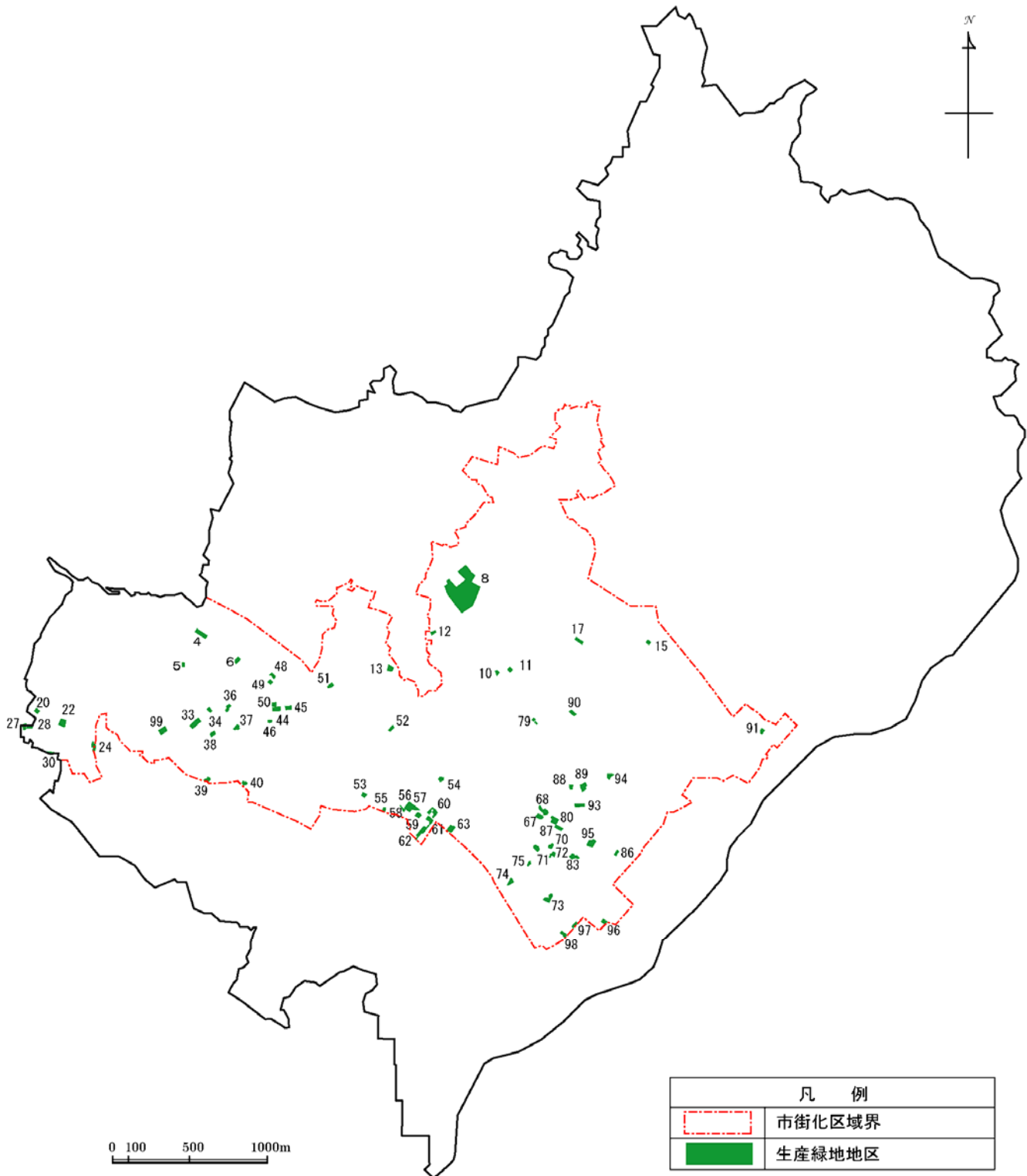
特徴 この市民緑地は、西大根地区の住宅の中にあり、近隣の方の散策路や子ども達の遊び場、秋には栗ひろいができ、四季を通して楽しめます。



⑦生産緑地地区

生産緑地地区は66箇所で9.0haを指定しています。(平成24年10月現在)

図 1-10 生産緑地地区



(2) 都市整備の状況

①市街地開発事業

本市における土地区画整理事業は9地区約357.08haのすべてが施行済となっています。
また、市街地再開発事業は前後駅前約1.8haで行われ、施行済となっています。

表 1-5 土地区画整理事業一覧

区分	事業主体	面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度	進捗状況
沓掛土地区画整理事業	都市再生 機構	97.21	2,426,993	S43～S51	施行済
豊明中部土地区画整理事業	組合	114.54	1,830,000	S43～S49	施行済
豊明西部土地区画整理事業	組合	66.60	4,331,900	S46～S60	施行済
豊明高鴨土地区画整理事業	組合	23.49	1,380,000	S47～S54	施行済
豊明西川特定土地区画整理事業	組合	36.43	4,318,000	S54～H1	施行済
豊明中ノ割・西筋土地区画整理事業	組合	2.14	524,600	H9～H12	施行済
豊明前後駅南特定土地区画整理事業	組合	13.82	6,670,000	H3～H17	施行済
豊明中島西土地区画整理事業	組合	1.05	261,000	H13～H16	施行済
豊明中島南土地区画整理事業	組合	1.80	441,100	H15～H19	施行済
合計		357.08	22,183,593		

表 1-6 市街地再開発事業一覧

区分	事業主体	面積 (ha)	事業費 (千円)	事業年度	進捗状況
豊明前後駅前 第一種市街地再開発事業	都市基盤 整備公団	1.8	10,234,000	S53～H元	施行済

②都市計画道路

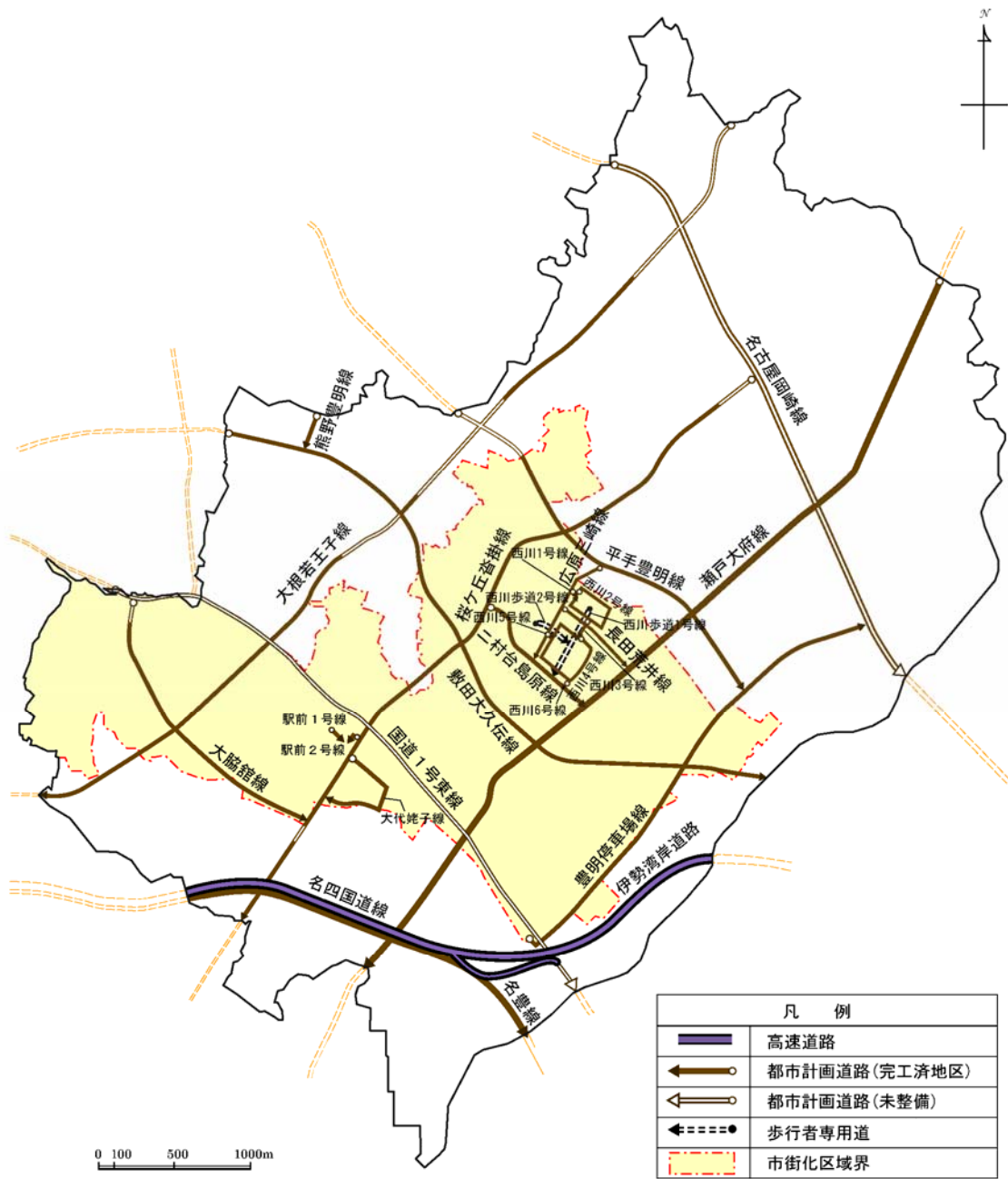
本市における都市計画道路は、27路線で総延長51,680mが都市計画決定されています。
平成24年4月1日現在、27路線のうち21路線で整備が完了しています。また、計画通りに幅員が整備されている改良済の道路は合計が39,870mで、改良率が77.15%となっています。

表 1-7 都市計画道路の一覧

平成24年4月1日現在

道路種別	路線名	延長 (m)	幅員 (m)	車線	改良済 (m)	改良率
自動車専用道路	伊勢湾岸道路	3,720	31.00	6	3,720	100.0%
幹線街路	名古屋岡崎線	3,980	30.00	4	0	0.0%
	名四国道線	2,730	30.00	6	2,730	100.0%
	名豊道路	750	30.00	4	750	100.0%
	国道1号東線	4,000	23.00	4	0	0.0%
	瀬戸大府東海線	5,980	22.00	4	5,980	100.0%
	大根若王子線	6,530	16.00	2	4,020	61.56%
	豊明停車場線	3,160	16.00	2	3,160	100.0%
	桜ヶ丘沓掛線	5,070	16.00	2	4,500	88.76%
	平手豊明線	2,710	16.00	2	2,180	80.44%
	敷田大久伝線	4,570	16.00	2	4,570	100.0%
	大脇館線	2,000	16.00	2	1,780	89.00%
	熊野豊明線	260	16.00	2	260	100.0%
	広原三崎線	790	12.00	2	790	100.0%
	長田荒井線	600	12.00	2	600	100.0%
二村台島原線	910	12.00	2	910	100.0%	
区画街路	大代姥子線	820	12.00	2	820	100.0%
	駅前1号線	70	12.25	—	70	100.0%
	駅前2号線	100	8.00	—	100	100.0%
	西川1号線	40	12.00	—	40	100.0%
	西川2号線	940	8.00	—	940	100.0%
	西川3号線	120	8.00	—	120	100.0%
	西川4号線	1,050	8.00	—	1,050	100.0%
	西川5号線	40	8.00	—	40	100.0%
特殊街路	西川歩道1号線	460	6.00	—	460	100.0%
	西川歩道2号線	250	6.00	—	250	100.0%
合計	27路線	51,680	—	—	39,870	77.15%

図 1-11 都市計画道路図



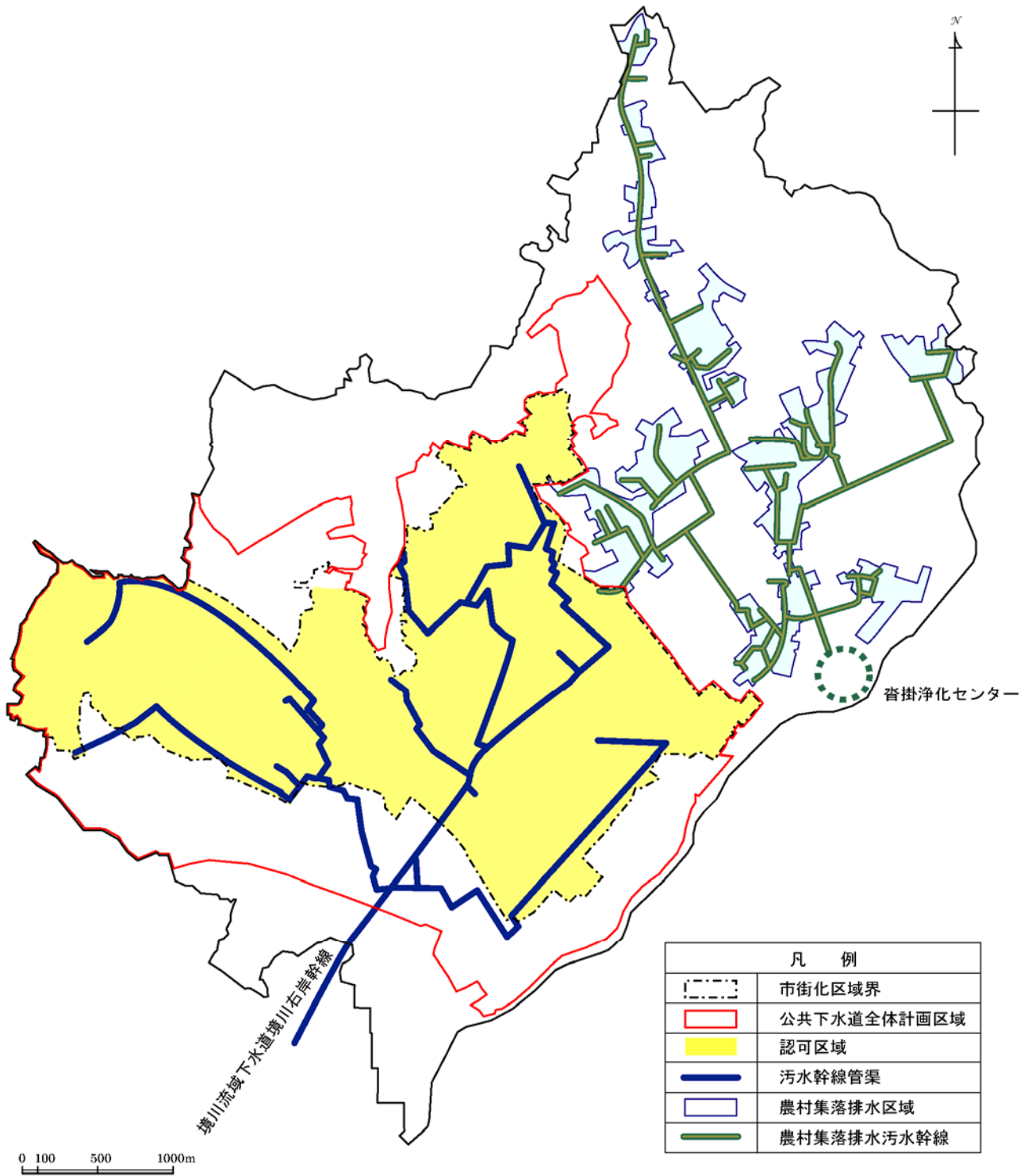
③下水道事業

本市における下水道事業は、二村台の新市街地において、単独公共下水道として約 100ha の区域を整備し、昭和 46 年 8 月に供用開始しています。その他の市街地においては、境川流域下水道事業関連の公共下水道として整備を行い、平成 3 年 4 月に 83.4ha の区域で供用開始しています。その後、平成 5 年 4 月に単独公共下水道を廃止し、境川流域関連の公共下水道に編入しています。

平成 23 年度末現在、本市の公共下水道区域（境川流域処理区域）は面積が 1,097ha となっています。そのうち、榎山地区約 3.8ha を含む 702ha で供用しています。

また、農村集落排水については、昭和 49 年度から平成 3 年度にかけて、計画処理対象人口 5,330 人を対象とした沓掛浄化センターと管渠 31,445m を整備しています。

図 1-12 下水道事業（污水）



3 第2次豊明市都市マスタープランのこれまでの実績

平成19年3月に策定した「第2次豊明市都市マスタープラン」に掲げた都市づくりの方針について、平成22年度までの取り組み実績を整理します。

(1) 土地利用の方針

① 土地利用の配置方針

《居住系機能》

- ・榎山地区において、平成21年度に県と協議しながら提案制度による地区計画の都市計画決定を行い、平成22年度に市街化区域へ編入し、第1種低層住居専用地域として指定した。

《生産・流通系機能》

- ・住工混在地域（準工業地域）の騒音問題について、苦情が増加しつつあり、工場と住民との交流を図り、意思疎通を図った。
- ・悪臭、土壌汚染、水質汚濁などの典型公害に重点をおき、発生源の特定を図るとともに、当事者の間に入った調整を行った。
- ・新規の工業団地の造成については、第1次事業として新左山地区5.5haを平成18年度に完了させ、新左山工業団地分譲用地として早期完売し、14社が進出した。また、2次事業計画の策定に向けて商工会との意見調整に努めた。

《自然系機能》

- ・勅使池の整備は県営水環境整備事業にあわせて、勅使池における農業用水や洪水調整池などの防災対策、ふれあいの場としての改修に向け、市民参加により、勅使池のエントランス、アクセス道路の整備、散策路、親水護岸、管理橋の整備を実施した。
- ・大原公園については築造事業を実施した。
- ・二村山緑地については、二村山環境保全推進協議会とタイアップして買収済用地の剪定、伐採作業を実施した。また、剪定枝のチップを使用して人にやさしい散策路を整備した。現在は二村山環境保全推進協議会と協働で維持管理に努めている。

② 重点的土地利用の誘導方針

《市街化区域編入による良好な住宅地の形成》

- ・「勅使台団地地区」の市街化区域への編入に向け、平成19年度に平成22年度の見直しに向けた協議を開始した。また、平成20年度以降に地権者等を対象とした土地区画整理事業の勉強会を実施した。
- ・「競馬場南地区」の市街化区域への編入に向け、榎山地区において、平成21年度に県と協議しながら提案制度による地区計画の都市計画決定を行い、平成22年度に市街化区域への編入し、第1種低層住居専用地域として指定した。
- ・「館南地区」、「栄南地区」、「大脇地区」、「豊明IC北地区」の市街化区域への編入に向け、平成19年度に豊明南部地区まちづくり基本構想を策定し、平成20年度に基本構想をもとに整備手法を検討した。なお、「豊明IC北地区」については、平成21年度から実現可能な整備手法を検討し、住宅系の土地区画整理事業、あるいは工業系の地区計画による開発行為に絞ることとなった。

《北部の拠点形成》

- ・名古屋岡崎線と大根若王子線の交差点におけるサービス機能の誘導に向け、名古屋

岡崎線については、県道春木沓掛線から名古屋市境間の用地買収を実施・完了した。

(2) 都市整備の方針

① 安心して暮らせるうるおいのあるまちづくりの方針

1) 自然環境を生かした魅力的な都市環境の整備

《二村山緑地》

- ・二村山緑地は買収済地において二村山環境保全推進協議会とタイアップして剪定や竹の伐採作業を実施するなどの維持管理を協働で行っている。
- ・また、剪定枝のチップを使用して人にやさしい散策路を整備した。
- ・土地所有者からの早期買収要望が強いが、財政難のため用地買収が進んでいない。

《勅使池周辺整備》

- ・勅使池では県営事業として、緑化ブロック、魚巢ブロック、緩勾配ブロック等の材料を使用した親水護岸整備を行い、平成22年までに1,385m(83.4%)を整備した。
- ・また、県営水環境整備事業に合わせて、勅使池における農業用水や洪水調整池などの防災対策、ふれあいの場としての改修に向け、市民参加により、勅使池のエントランス、アクセス道路の整備、散策路、親水護岸、管理橋の整備を実施した。

《希少種の保護》

- ・平成19年度にイシモチソウ自生地隣地で宅地開発がされ、家庭污水・雨水排水の規制を実施した。
- ・大狭間湿地の維持管理を実施した。

《ため池の整備》

- ・平成18年度に鶴根北池、平成19年度に住吉池、平成22年度に大狭間上池について、洪水調整のための改修工事にあわせ、自然にやさしい素材なども使いながら護岸整備を行い、草木の再生などを行った。

《市民農園等の整備》

- ・市内の遊休農地の解消に向け、市民菜園の増設を図っている。しかし、利用者の高齢化が進み継続不可能者が増えてきており、平成22年度の区画数は133区画となっている。

2) うるおいのある良好な居住環境の形成

《公園の整備・管理》

- ・新規の公園整備となる大原公園については、時代のニーズに合致した公園に計画変更を行いながら、国庫補助事業として開発公社から事業用地を買戻した。また、用地買収が一段落した平成19年度にワークショップを実施し、その計画に基づいた一部工事を実施し、平成22年度までに総面積3.3haに対して1.5haの暫定供用している。
- ・既存公園の再整備と管理として、平成20年度より、市内を5地区に分割し、年1地区(1箇所)を対象に、築30年以上経過した老朽化した街区公園のリニューアルを実施した。実施にあたっては、住民ニーズを把握するための住民懇談会を開催し、多くの意見交換の場を設けながら行っており、これを通じて地域住民の意識が高まり、公園に愛着を持ってもらっている。
- ・市民緑地(3カ所)は住宅地の貴重な緑地として市民に安らぎを与えており、防犯上、見通しが効く状態にするため、下枝の剪定、枯れ木の伐採、除草作業を実施している。
- ・市内12箇所の公園で里親制度(アダプトプログラム)を実施しているが、参加者が

年々減少している。そのため、里親制度の推進に向けて公園の不具合、苦情に早急に対応し、美しく保つように努めるなど参加者への支援を行っている。

《景観形成》

- ・景観計画は未策定であるが、都市計画審議会において景観行政もテーマにした先進地視察などを実施し、景観計画策定のための情報収集に努めた。
- ・本市の特色を生かした景観づくりを検討するため、県主催の景観連絡協議会に積極的に参加し、本市と似た景観資源の少ない市町との情報交換に努めた。
- ・屋外広告物についてはパトロールを年5回実施し、貼り紙等の違反広告物の確認後、速やかに撤去等の対応を図っている。また、道路管理者の協力を得て、交通に支障となるものを排除するなど、市内主要道路において重点的に違反広告除去作業を行った。さらにパトロールの距離を延長したり、更新時の現地確認の徹底、県との連携強化などを行った。
- ・花による景観形成に向けて、地域の花いっぱい運動や種苗生産事業を支援するため、補助金による8地域への年間上限10万円の支援を行っている。
- ・都市の温暖化防止に向けた地域の緑化活動が実施され、市全体の緑化推進につながっている。また、地域団体やボランティアによる緑化推進に向けて、ボランティア同士の意見交換の場を設けるとともに、花いっぱいコンテストを開催した。なお、花いっぱいコンテストは平成20年度で終了した。
- ・ボランティアの要望に応じて花壇の整備や花苗の配布を行った。

《下水道の整備》

- ・流域関連豊明市公共下水道事業基本計画の見直し作業を実施した。
- ・榎山地区の民間開発により、3.7haの下水道整備を平成23年度に完了した。

3) 安全・安心な都市環境の形成

《災害に強い幹線道路網等の整備》

- ・市街地内の狭あい道路の改善に向けて、平成21年度に建築行為等にかかる道路境界の確定と後退用地の確保を行うための「豊明市建築行為等に係る後退用地及び隅切り用地に関する要綱」を制定し、平成22年度から施行した。
- ・なお、この要綱の制定にともない、関係部署（土木課、都市計画課）による狭あい道路を判定する部会を設立した。また、狭あい道路の改善は地元住民の理解が不可欠であり、後退を必要とする道路の判定、指導方法、PR方法などを検討した。
- ・歩道幅員の確保を図るため、障害物の撤去、段差の解消、交差点付近の街路樹の撤去を行った。

《水害への対応（治水対策）》

- ・境川総合治水対策に基づく、中小河川等の治水機能の向上と排水機能の維持に向け、勅使池において県営水環境整備事業にあわせて、エントランス、アクセス道路の整備、散策路、親水護岸、管理橋の整備を実施した。
- ・東海豪雨後の側溝貯留と流下能力の増進に向けて、区長要望で挙げられたものの中から土木工事認定委員会で審査・認定された路線の側溝整備を行った。
- ・交通弱者及び通行車両の安全確保に向けて、道路側溝の経年劣化の改善と道路面との段差解消のための蓋付き側溝の整備を行った。
- ・歩道の透水性舗装整備に向け、補助事業等を活用して緊急性、公共性のある路線から順次整備を行い、透水性舗装を2.4kmで施工した。
- ・洪水調節施設は、総合治水対策基本計画に基づいて9箇所のため池整備を行った。
- ・関係者との連絡調整を密に行うことで、治水対策への関心を高めている。

- ・境川流域を特定河川浸水被害対策法の適応に向けた取り組みを進めている。

《地震・火災への対応（地震・火災対策）》

- ・平成15年度に全戸配布した防災マップを増刷するとともに、多言語版防災マップを3,000部作成して市役所で配布した。
- ・一人暮らしの高齢者や障がい者等の要援護者対策として避難所に簡易ベッド(20台)、間仕切り(18基)、車椅子(3台)、障がい者用トイレ(3基)を整備した。
- ・栄、南部保育園に簡易ベッド(各1台)、間仕切り(各10基)、車椅子(各1台)、障がい者用トイレ(各1台)を整備した。
- ・公共施設の耐震化の推進に向けて、平成20年8月に公共施設耐震化整備実施計画年度別表を改定し、各課と調整を図り、計画通りに耐震改修工事を実施している。(平成22年度までに、68棟中、38棟の耐震化を実施)
- ・木造住宅無料耐震診断及び木造住宅の耐震改修費補助事業を維持しつつ、市民意識向上を啓発するため、耐震改修促進計画を平成19年度に策定した。
- ・耐震診断への申し込みが減少しているため、個別訪問や防災講演会、防災出前講座などのPR活動を実施し、耐震改修実施戸数の増加に努めた。
- ・平成18年度に土砂災害警戒区域に指定され、区域住民への情報伝達が課題とされ、平成22年度に作成した災害時要援護者避難支援マニュアルに情報伝達の項目を含めた。
- ・災害時に行政から市民へ緊急情報を提供する安心安全メールの送信サービスを実施し、平成22年度までに2,028人が登録している。
- ・平成19年度に市内全域で121団体(100%)の自主防災会を設立した。
- ・平成21年度に自主防災組織連合会が発足し、地域の自主防災組織の活性化を図っている。

《犯罪への対応（防犯対策）》

- ・市民に対して緊急度の高い犯罪情報を配信し、各自自主防犯をするため、市民、区、自主防犯組織等に対して、警察からの犯罪情報のネットワーク化の推進を図った。
- ・自主防犯団体への犯罪情報の提供や連携を推進するとともに、青色回転灯貸し出しによる地域でのパトロールを実施している。平成22年度現在、防犯パトロール隊が58団体組織化されている。
- ・平成18年以降、毎年度90灯の防犯灯の設置を行い、平成22年までに3,959灯を設置した。また、平成19年度以降、毎年度70灯の修繕を行った。なお、防犯灯の交換時に、長寿命、省エネルギーのLED照明に切替えている。

《ユニバーサルデザインによる安全な道路整備》

- ・ユニバーサルデザインによる交通環境の整備に向け、平成20年度に前後駅の車椅子スロープに上屋を設置した。
- ・歩道幅員の広い道路での自転車専用レーンの設置に向けて、桜ヶ丘沓掛線において、平成20年度に自転車走行帯のカラー標示を行った。
- ・市内27区長より提出された「区長土木工事要望書」に基づき、土木工事認定委員会で審査し、区のバランスやコスト縮減などを配慮して事業採択して工事を行った。特に生活道路の安全確保に向けて、道路反射鏡や外側線の消えかかっているものなどの交通安全施設について、区長要望などを受けて迅速な改善を行った。
- ・小中学生の通学数の実態を把握し、緊急整備路線を選定するなど、特定交通安全整備事業計画の再チェックを行った。
- ・高齢者に対する交通安全教室の開催、小学生への自転車乗り方教室、園児への横断歩道の渡り方教室などを開催した。
- ・3駅(前後駅、豊明駅、中京競馬場前駅)の自転車等駐車対策として、放置自転車防

止や自転車盗難の発生防止の啓発及び利用者への駐輪指導等を実施し、放置自転車の減少に努めた。

②いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくりの方針

1) 道路整備の効率的推進と円滑な交通を実現する交通対策の推進

《幹線道路の充実》

【広域幹線道路】

- ・伊勢湾岸自動車道の通行車両の増大により、大気汚染防止の対策の必要性が高まっており、沿線の学校、道路管理者との協定署に基づき、大気汚染防止活動を行った。
- ・豊明インター周辺整備促進協議会を中心にアクセスランプの要望が高まっているため、(都)桜ヶ丘沓掛線からの流入車など、豊明ICの必要性を検討した。

【主要幹線道路】

- ・(都)名古屋岡崎線の整備促進要請と景観に配慮した沿道土地利用を検討するため、県道春木沓掛線から名古屋市境間の用地買収を実施し、平成22年度まで、年度内に予定している用地買収を完了した。

【地域内幹線道路】

- ・(都)大脇館線の未整備となっている国道1号交差点から桶狭間古戦場南側までの160mについて、計画通りの幅員を確保するため、用地取得を行い、平成21年度に国道1号との交差点で信号交差点を供用開始し、大型車の進入が可能となった。
- ・大根若王子線の用地買収は全面積5,800㎡のうち約2,400㎡を取得し、今後も継続して用地買収を行い、道路改良工事を行う。工事では幅員16mで両側に3.5mの歩道、その内側に1.5mの路肩、車道3.0mの2車線としている。

《バス等の公共交通の充実》

- ・ひまわりバスについては広告掲載取扱要綱を制定し、収入確保に努めた。
- ・市民ニーズ調査の結果を踏まえ、地域公共交通会議で協議しながら、運行ダイヤ等の改正を行った。
- ・民間路線バスとひまわりバスとの連携による利便性及び効率性を図るため、幹線を運行便数の多い民間路線バスとし、ひまわりバスはそれを補完するものとして、運行形態等の改正を行った。
- ・パーク&ライドの推進に向けて名古屋都市圏P&R推進協議会に参加し、駐車場登録制度の確認や公共交通機関利用の重要性を認識した。
- ・平成19年8月に市営月極め駐車場をスタートさせ、17台が即満車となり、その後も問い合わせも多く、平成22年度に遊休となっていた豊明駅南の整備予定地に月極め駐車場を設置し、駅利用者の増加を図った。

2) 快適な居住地域の形成に向けた市街地整備・住環境整備の推進

《土地区画整理事業の導入による計画的な市街地整備》

- ・狭あい道路や農地が混在している阿野西地区の一部の区域(阿野平地地区1.6ha)において、地権者16名による阿野西土地区画整理事業に向けた発起人会が結成された。

《良好な市街地の誘導》

- ・新規住宅地の整備に向けて、勅使台団地地区、競馬場南地区、館南地区、栄南地区、大脇地区、若王子ニュータウン地区のうち、館南地区、栄南地区、大脇地区についてはまちづくり基本構想策定業務委託を実施した。
- ・競馬場南地区の一部(榎山地区約3.7ha)を市街化区域に編入するため、平成21年

度に県へ申し出て、その後、市街化区域へ編入（平成22年12月24日告示）し、低層で良好な市街地整備を実施した。

- ・これまでは区画整理等の事業を契機に設定した地区計画だったが、住民発意を受けて住民とともに計画策定に動き出している。なお、平成19年度に既成市街地における新たに2地区において地区計画の設定を進めたが、ゆたか台地区においては住民総意のものとは言い難いものであった。しかし、榎山地区においては低層で良好な住宅地に向け、建築物の意匠にも配慮した榎山地区計画を平成21年度に都市計画決定した。
- ・平成22年度、阿野平地地区において土地区画整理事業（住宅系）を進めるため、組合発起人会を設立したが、当該地区は一部に準工業地域が含まれた住宅地であるため、良好な住環境実現に向けた検討を行った。

3) 産業振興に向けた都市拠点地区の整備

《前後駅周辺の整備》

- ・自転車等放置自転車禁止区域の放置自転車対策のため、既存の有料自転車駐車場の増設・整備（400台）を行った。また、安全で安心して利用できる駐輪場として防犯対策に努めた。
- ・ユニバーサルデザインの推進に向けて、平成20年度に前後駅の車椅子スロープに上屋を設置した。
- ・中高層住宅の規制・誘導に向け、本市の用途地域の大半（53%）が第一種中高層住居専用地域であり、店舗や工場跡地において高層マンションの計画があり、近隣住民とトラブルになるケースが予想されたため、マンション開発業者に開発指導要綱に基づいて関係住民との合意形成の意識付けを心掛けた。（しかし、景気低迷で低層マンションの計画にとどまった。）
- ・ゆたか台中地区計画の策定により、既存低層住宅地における新たなマンション建設を規制した。

《豊明駅周辺の整備》

- ・豊明駅の南部開発に向けて、平成19年度に上位計画との整合性や地区の特性を考慮したまちづくり基本構想策定業務を実施した。なお、企業誘致現況調査報告書に基づいた地権者の土地利用意向では、住居系24%、企業誘致49%の結果が出された。

③豊かな文化と人間性を育む協働のまちづくりの方針

1) 歴史・文化的な資源の活用

- ・市指定文化財・郷土伝統芸能活動等を実施する団体（平成22年度35団体）に補助金を交付した。
- ・桶狭間古戦場、沓掛城址、埋蔵物、民具等の文化財を郷土の宝として市民の関心を高めるため、平成19年度に県埋蔵文化センターと共催で南部公民館において埋蔵文化財展を行った。
- ・平成20年度に沓掛城址展を南部公民館で開催した。
- ・平成21年度、平成22年度に桶狭間合戦450年の事業として南部公民館及び文化会館で450年記念講演会を開催した。
- ・平成19年度に二村山展望台眺望案内板を設置した。また、平成22年度に二村山展望台の排水設備の改修を行った。
- ・平成18年度に桶狭間古戦場周辺散策ルートを検討するとともに、平成19年度は県が推進する尾張地域観光モデルコースの策定に参加した。

- ・商工会が新規に市内十三仏めぐり散策コース、ウォーキングマップを作成した。
- ・平成22年度に県観光協会と共催によるトコトコ東海道のウォーキングの開催にあたって、桶狭間古戦場伝説地を中心としたコースマップを作成した。

2) 地域活動の推進に向けた人材育成の推進

- ・市民主体のまちづくりを推進するため、専門知識を持つ市職員が地域に出向き、「防災」、「健康」などの出前講座を実施した。(平成19年：51件、平成20年：49件、平成21年：36件、平成22年：31件)
- ・厳しい財政状況の中で市民活動支援センターを設置することが困難であるため、市民活動拠点の充実として、団体等が利用しやすいような市民活動室の機能充実を図った。
- ・市民活動支援講座として、市民活動や協働を理解するための講座や市民活動実践者の育成、人材発掘のためのまち育て塾等を開講した。また、市民活動団体の役員向け支援講座としてパソコン講座、一般市民向けに市民活動理解講座としてNPO現場見学ツアーなどを開講した。

3) まちづくりの推進に向けた仕組みづくり

《市民と行政の協働によるまちづくりの推進》

- ・市民の福祉向上や地域のまちづくりに貢献する事業について、NPO等の団体から市民提案型まちづくり事業として募集し、NPO等の団体への委託を行った。
- ・豊明市協働推進計画の進行管理を行う協働モデル事業懇話会を開催する際、NPO等の団体により協働事業を事例発表し、協働の必要性やあり方を職員に理解を求め、協働事業の推進を図った。
- ・アダプトプログラム参加者の意欲を高めるため、懇談会を実施し、意見交換の機会を設けたり、広報に制度を掲載して、制度の周知を図った。平成22年度は57団体が登録している。
- ・委員公募やパブリックコメントなどの手続きの簡素化を図った。
- ・平成21年度に行政改革アイデア五輪を実施し、103件の提案が寄せられた。

《まちづくりの推進方策》

- ・「豊明市協働推進計画」を平成20年3月に策定した。
- ・市民まちづくり活動支援制度として、市民提案型委託事業を実施した。この事業は非営利で公益を目的とした市民活動を行っている団体へ、行政だけで解決することが困難な地域固有の課題の中から特に公共性・公益性が高いものについて、市民活動団体が行き届くモデル的な事業提案を審査し、委託するもので、平成20年度から事業を実施している。平成20年度3事業、平成21年度3事業、平成22年度4事業を選定し、その事業に必要な財源を支援するとともに、指導や助言など実施した。
- ・平成22年4月1日に「豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」を制定し、本条例の市民への周知を図るとともに、本条例の基本理念に沿った協働のまちづくりを進める施策を検討した。

4 都市整備に向けた問題点・課題

本市における都市整備の状況を踏まえ、今後の都市整備に向けた問題点・課題を整理します。

(1) 土地利用における問題点・課題

①住宅地

- ・開発指導要綱でマンション開発をコントロールしているが、民間確認検査機関で建築確認をおろすため、十分な指導ができない。
- ・土地区画整理事業などを導入し、基盤整備等を中心にした良好な市街地の形成に努める必要があるが、地元同意が得られないこと、事業規模が小さく、地価も下がっていることから事業費の捻出が困難なことなどから、新たな土地区画整理事業が進んでいない。
- ・高齢化が進む中、若い世帯が住む住宅地としての再生となっている。
- ・市内に工業集積地を整備してきたが、地価の低迷により、跡地処分による移転費用の調達ができないことから、住宅地からの工場等の移転が進んでいない。

②商業地

- ・市外に大型店等が立地し、市内の各店舗の集客力が低下している。また、商店街組織の活動力も低下している。
- ・まちづくり三法の改正で既存商店街の活性化に重点をおいた施策が必要である。そのため、高齢化向けの商業施設を市内に点在させ、歩いて買い物ができる環境整備が必要である。
- ・暮らしやすい生活環境の形成や商業の活性化に向けて、駅周辺や幹線道路沿道などにおいて新たな商業地の確保も必要である。

③工業地

- ・新規企業立地を誘導するための工業地を確保するとともに、誘致に向けた優良企業等へPRの充実が必要である。
- ・花き市場関連施設や流通機能の誘致に向け、花き市場周辺における用地の確保が必要である。

④農業地

- ・農業の担い手が不足しており、新たな農業経営者の育成を図りつつ、生産や管理等がしやすいように基盤整備を推進しながら、農地の適正な維持管理ができるようにしていく必要がある。

⑤自然・公園緑地

- ・二村山緑地は用地取得が遅れており、整備が進展していない。
- ・今後は市内の貴重な樹林地などを保全するとともに、時代のニーズにあった公園・緑地などとして保全・整備していく必要がある。

⑥北部の拠点（地下鉄6号線新駅予定地周辺）

- ・地下鉄6号線の延伸の目処は立っておらず、政策的、財政的にも延伸は困難である。
- ・本市の新たな北の玄関口の形成に向け、（都）名古屋岡崎線の整備推進が必要である。

（2）都市施設における問題点・課題

①道路

- ・（都）名古屋岡崎線、（都）桜ヶ丘沓掛線、（都）大根若王子線、（都）平手豊明線の整備推進に向けて、地権者の理解や事業費を確保しながら事業化を促進していく必要がある。
- ・伊勢湾岸自動車道の豊明インターは名古屋方面への入口と名古屋方面からの出口が豊明市内にとって不便であることや、県道瀬戸大府東海線の4車線化が大府市まで完了したことから、豊明インターのランプ設置とアクセス道路の整備を検討する必要がある。
- ・狭あい道路により緊急車両の進入が困難な地区があるため、防災面で問題があり、道路の拡幅整備が必要である。
- ・道路幅員が狭いうえ、電柱などが障害となっている道路もあることから、安全な歩行空間の確保に向けた対策を考えていく必要がある。

②鉄道

- ・地下鉄6号線の延伸の目処は立てられておらず、政策的、財政的にも延伸は困難である。
- ・豊明駅は無人駅で未停車の急行列車もあるため、さらなるサービスの充実が必要である。
- ・鉄道利用の増加に向けて、駅周辺の駐車場を活用し、パーク＆ライドの推進が必要である。
- ・バス交通については増便の要望が高いことから、財政負担を抑えながら運行できる方法を検討する必要がある。

③公園・緑地

- ・一人あたりの公園面積は県平均に比べて少なく、新たな公園の確保が必要である。
- ・土地区画整理事業などを行った地域は概ね公園が適正配置されているが、既成市街地では人口密度と比較しても公園が少なく、防災面も含めバランスの取れた配置が必要である。しかし、財政難もあり新たな公園整備は難しくなっている。
- ・既存の街区公園のリニューアルを進めているが、今後も住民ニーズにあわなくなった公園の再整備が必要である。
- ・二村山緑地は用地取得が遅れており、整備が進展していない。

④河川・ため池

- ・境川総合治水対策に基づいて河川の治水対策、ため池の整備や農地保全等による流出抑制の対策が必要である。
- ・ため池の整備にあたって権利者等の理解・協力等が必要である。
- ・集中豪雨などが発生するようになり、雨量の予測と安全性の確保などが難しくなっている。

⑤下水道

- ・下水道整備区域における未接続世帯の解消が必要である。
- ・市街化区域内の公共下水道整備（汚水）が完了したため、今後は公共下水道全体計画区域の下水道未整備地区における整備を検討する必要がある。

⑥上水道

- ・耐震性水道管への布設替えや老朽管の布設替えなどを随時実施していく必要がある。
- ・災害時に備え、井戸水の確保を継続的に実施していく必要がある。

⑦自然環境の保全

- ・二村山緑地は用地取得が遅れており、整備が進展していない。
- ・市内に残る農地や樹林地は、緑の財産として保全・管理をしていく必要がある。

⑧都市環境

- ・ごみの分別、リサイクル、生ごみのたい肥化などに取り組み、ごみの減量化は進んでいるが、一層のごみ減量化に向けた対策強化が必要である。
- ・浄化槽は管理が不十分になると水質汚濁の原因となるため、管理の徹底と下水道整備の推進が必要である。

⑨都市景観

- ・景観整備については個別事業で配慮しながら実施しているが、本市の景観形成の方針は明確になっていない。
- ・都市景観に対する市民意識の高揚を図るとともに、花のまちづくりなどの住民の自主的な取り組みをより一層推進する必要がある。